

はしがき

罰金刑をはじめとする財産を剥奪の対象とする刑事制裁には、もはや何の可能性も残されていないのか——。

刑事学が研究対象とする領域は広大であり、その領域は現在も拡大している。本書が主に対象とする罰金刑は、周知の通り、伝統的な刑罰である。また、被害弁償や没収も古代からの伝統的な制裁である。しかし、死刑や自由刑に比べて、その研究が活発であるとは言い難く、価値ある先行研究が正当に評価されてきたとは思われない状況にある。

果たして、罰金刑をはじめとする財産を剥奪の対象とする刑事制裁には、本当に何の可能性も残されていないのか。学問の、とりわけ法律学研究の醍醐味は、自明のこととされている「常識」を疑い、揺さぶり、新たな理論の構築を行なうところにある。本書は、主に、「罰金刑は、支払ができない者には無意味な刑罰である」というこれまでの常識を疑い、揺さぶり、新たな理論の構築を行なって、罰金刑をはじめとする財産を剥奪の対象とする刑事制裁の適用領域を拡大し、幅広く活用可能な量刑の選択肢として再生しようと試みるものである。このことは、諸外国と比べて、罰金刑をはじめとする刑事制裁の利用やその位置付けが特殊なものとなつて、言わば「ガラパゴス化」していると言つてよい我が国のこれらの刑事制裁にとつて、意義あるものとなろう。

本書では、罰金刑、没収刑、被害弁償命令、費用・手数料の支払に焦点を当て、包括的に検討を行なう。検討対象とする刑事制裁の範囲は、従来、財産刑と称されてきた刑罰よりも広く、そのことを明確にするため、「財産的刑

事制裁」と呼んで区別することとした。

本書の研究に当たっては、主にアメリカ法、ドイツ法、ニュージーランド法を参考とした。さらに、本書では直接取り上げてはいないものの、オセアニアの島嶼国家・地域の刑事司法制度の研究からも間接的に多くの知見を得ることができた。

学部及び大学院とお世話になった京都大学の先生方には、懇切この上ない御指導御鞭撻を賜ってきた。また、奉職した関西大学の先生方には、研究、教育及び学内行政の全ての面で御配慮を賜るとともに、多くのことを学ばせていただいている。とりわけ、出版を取り巻く環境が劇的に悪化する中、短期間のうちに研究書を相次いで上梓できる恵まれた研究環境にあることに深謝したい。そして、学会や研究会でお目にかかる他大学の先生方や実務家の方々には、日本刑法学会及び同関西部会における個別報告の司会をしていただくとともに、貴重な御指摘や御助言を頂戴してきた。さらに、三菱信託山室記念奨学財団（現・三菱UFJ信託奨学財団）には、大学二回生より大学院修士課程修了に至るまで奨学金を給付していただいた。最後に、家族にはいつも支えてもらってきた。本書を刊行することができたのは、これら全ての方々のおかげにほかならない。この場を借りて、謹んで謝意を表する。

末筆ながら、関西大学出版部出版課には、『死刑選択基準の研究』、『わかりやすい刑罰のはなし——死刑・懲役・罰金——』に引き続き、本書の出版においても大変お世話になった。厚く御礼を申し上げます。

二〇一三年一〇月

永田憲史

法令、文献及び資料などの引用方法

法令、文献及び資料などの引用方法については、次に掲げるもののほか、一般に用いられているところによる。

《法令名》

旧刑法	刑法（明治一三年太政官布告第三六號）
旧刑法附則	刑法附則（明治一四年太政官布告第六七號）
刑事收容施設法	刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成一七年法律第五〇号）
刑事訴訟法	刑事訴訟法（昭和二四年法律第一三一号）
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三三年法律第六号）
心神喪失者医療観察法	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成一五年法律第一一〇号）
組織犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成一一年法律第一三六号）
大正刑訴訟法	刑事訴訟法（大正一一年法律第七五號）
道交法	道路交通法（昭和三五年法律第一〇五号）
道交法施行令	道路交通法施行令（昭和三五年政令第二七〇号）
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二二年法律第五四号）
罰金改正法	罰金の額等の引き上げのための刑法等の一部を改正する法律（平成三年法律第三二一号）
罰臨法	罰金等臨時措置法（昭和二三年法律第二五一号）
保管場所法	自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三七年法律第一四五号）

麻薬特例法

明治刑法

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び
向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九四号）
刑事訴訟法（明治二三年法律第九六號）

《判例及び裁判例並びに判例集》

最判（決）

最高裁判所判決（決定）

高判（決）

高等裁判所判決（決定）

地判（決）

地方裁判所判決（決定）

刑集

最高裁判所刑事判例集

家月

家庭裁判月報

判時

判例時報

判タ

判例タイムズ

《雑誌など》

ヴァリ

月刊警察ヴァリアント

大阪経済法大研紀要

大阪経済法科大学法学研究所紀要

関法

関西大学法学論集

近法

近大法学

警研

警察研究

警察公論

KEISATSU KORON

警時

警察時報

警論

警察学論集

刑雑	刑法雑誌
刑ジャ	刑事法ジャーナル
更生保護	更生保護と犯罪予防
甲法	甲南法学
戸籍	戸籍時報
産法	産大法学
自正	自由と正義
自治	自治研究
時法	時の法令
司法研究	司法研究報告書
ジュリ	ジュリスト
志林	法学志林
新報	法学新報
成城	成城法学
捜研	捜査研究
曹時	法曹時報
中大研究年報	中央大学大学院研究年報(法学研究科篇)
罪罰	罪と罰
同法	同志社法学
名法	名古屋大学法政論集
犯罪	犯罪と非行

阪法	阪大法学
被害者	被害者学研究
比較法	比較法雑誌
比較法紀要	早稲田大学比較法研究所紀要
一橋法学研究	一橋大学研究年報法学研究
ひろば	法律のひろば
法協	法学協会雑誌
法研	法学研究
法曹界	法曹界雑誌
法時	法律時報
法総研	法務総合研究所研究部紀要
法務報告	法務研究報告書
名城	名城法学
立教	立教法学
立法	立法と調査
立命	立命館法学
レファ	レファレンス
論究ジュリ	論究ジュリスト
論叢	法学論叢

《欧文法令名》

AE

Alternativ-Entwurf eines Strafgesetzbuches Allgemeiner Teil 2. verbesserte Auflage 1969

BGB	Bürgerliches Gesetzbuch vom 2. 1. 2002 (BGBl. I S. 42, 2909; 2003 I S. 738)
E 1919	Entwurf eines Allgemeinen Deutschen Strafgesetzbuches von 1919
E 1922	Entwurf eines Allgemeinen Deutschen Strafgesetzbuches von 1922 (Radbruch-Entwurf)
E 1925	Amtllicher Entwurf eines Allgemeinen Deutschen Strafgesetzbuches von 1925 (Reichsratsvorlage)
E 1927	Entwurf eines Allgemeinen Deutschen Strafgesetzbuches von 1927 (Reichstagsvorlage)
E 1930	Entwurf eines Allgemeinen Deutschen Strafgesetzbuches von 1930 (Entwurf Kahl)
E 1936	Entwurf eines Allgemeinen Deutschen Strafgesetzbuches von 1936 (Entwurf Gürkner)
E 1956	Entwurf eines Strafgesetzbuches von 1956
E 1960	Entwurf eines Strafgesetzbuches von 1960
E 1962	Entwurf eines Strafgesetzbuches von 1962
ESTG	Einkommensteuergesetz vom 8. 10. 2009 (BGBl. I S. 3366, 3862)
ESTG 1949	Einkommensteuergesetz vom 10. 8. 1949 (WIGBl 1949 S. 166)
GE 1911	Gegentwurf zum Vorentwurf zu eines Deutschen Strafgesetzbuch (Entwurf Kahl)
GG	Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland vom 23. 5. 1949 (BGBl. I S. 1)
KE 1913	Der Entwurf eines Deutschen Strafgesetzbuches nach den Beschlüssen der Strafrechtskommission (<i>hrsgg. v. Ludwig Ebermayer</i>) (Kommissionsentwurf)
MVRA	Mandatory Victim Restitution Act (P. L. 104-132, 110 Stat. 1227)
REStG 1920	Einkommensteuergesetz des Reiches vom 29. 3. 1920 (RGBl. S. 359)
REStG 1925	Einkommensteuergesetz des Reiches vom 10. 8. 1925 (RGBl. S. 189, 200)
REStG 1934	Einkommensteuergesetz des Reiches vom 16. 10. 1934 (RGBl. S. 1005)

- RStGB
 Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich vom 15. 5. 1871: Reichsstrafgesetzbuch (RGBl. S. 127)
- RStPO
 Strafprozeßordnung für das Deutsche Reich vom 1. 2. 1877: Reichsstrafprozeßordnung (RGBl. S. 253)
- StGB
 U. S. S. G.
 VE 1909
 WPPA
 2. StrRG
- Strafgesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 13. 11. 1998 (BGBl. I S. 3322)
 United States Sentencing Guidelines
 Vorentwurf zu einem Deutschen Strafgesetzbuch, Allgemeiner Teil von 1909
 Victim and Witness Protect Act of 1982 (P. L. 97-291, 96 *Stat.* 1248)
 Zweites Gesetz zur Reform des Strafrechts vom 4. 7. 1969 (BGBl 1969 I S. 717)
- 《*国文雜誌・法律卷*》
 A. 2d
 Art.
 BGBI.
 BGH
 Cir.
 F. 2d
 F. 3d
 Kans. Stat. Ann.
 MDR
 Minn. L. R.
 NJW
- Atlantic Reporter 2nd
 Article
 Bundesgesetzblatt
 Bundesgerichtshof
 Circuit Court
 Federal Reporter 2nd
 Federal Reporter 3rd
 Kansas Statutes Annotated
 Monattschrift für deutsches Recht
 Minnesota Law Review
 Neue Juristische Wochenschrift

N. W.	North Western Reporter
N. W. 2d	North Western Reporter 2nd
N. Y. U. L. R.	New York University Law Review
ÖJZ	Österreichische Juristen-Zeitung
P. L.	Public Law
P. 2d	Pacific Reporter 2nd
RGBl.	Reichsgesetzblatt
s.	section
S. Ct.	Supreme Court Reporter
S. E.	South Eastern Reporter
S. Rep.	Senate Reporter
Stat.	United States Statutes at Large
S. W. 2d	South Western Reporter 2nd
U. S.	United States Reports
U. S. C.	United States Code
U. S. Code Cong. and Adm. News	
ZStW	United States Code Congressional and Administrative News Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft
《中華法律》	
EUR	Euro
DM	Deutschen Mark

GM	Gold Mark
M	Mark
NZD	New Zealand Dollar
RM	Reichsmark
USD	United States Dollar

目次

はしがき	1
法令、文献及び資料などの引用方法	3
学会報告	18
初出一覧	19
第一章 財産的刑事制裁の現状及び問題の所在	一
第一節 現行法及び現状	一
第二節 問題の所在	九
第二章 刑事制裁としての被害弁償命令	二三
第一節 はじめに	二三
第二節 財産的刑事制裁と被害弁償の歴史的概観	二五
第三節 アメリカ合衆国の被害弁償命令	三四

第四節	被害弁償命令の目的、性質及び適用領域	五三
第五節	損害賠償命令制度の創設	五八
第六節	刑事制裁としての被害弁償命令に対する見方	六〇
第七節	ニュージーランドにおける刑事制裁としての被害弁償	六六
第八節	検討	八三
第三章	刑事制裁としての費用支払命令	一一五
第一節	はじめに	一一五
第二節	賦科形式	一二六
第三節	賦科範囲	一二一
第四節	賦科目的	一二四
第五節	我が国における賦科の是非	一二七
第四章	没収刑の目的	一三七
第一節	現行法と問題意識	一三七
第二節	没収刑の性格に関する議論	一三九
第三節	没収刑の目的	一四五

第五章	ニュージーランドの反則金と我が国の交通反則金	一五三
第一節	はじめに	一五三
第二節	ニュージーランドの反則金	一五四
第三節	我が国の交通反則金	一六二
第四節	おわりに	一七一
第六章	ニュージーランドにおける罰金刑の徴収及び執行	一七九
第一節	はじめに	一七九
第二節	刑事司法制度の概要	一八一
第三節	罰金刑の概要及び適用状況	一八六
第四節	罰金刑の不払時の対応	一九四
第七章	罰金刑の目的	二三一
第一節	はじめに	二三一
第二節	罰金刑の法的性質	二三三
第三節	罰金刑の目的	二三八
第四節	財産的刑事制裁の役割分担	二三七

第八章 罰金刑の量定 二四七

第一節 はじめに 二四七

第二節 総額罰金制度 二四九

第三節 ドイツにおける犠牲平等原則の展開 二五五

第四節 ドイツの日数罰金制度における犠牲平等原則 二六五

第五節 我が国における日割罰金制度及び日数罰金制度導入の議論 三〇〇

第六節 罰金刑の量定方法 三〇三

第九章 貨幣価値の変動に対する罰金刑の調整 三三一

第一節 問題設定 三三一

第二節 我が国における立法及び立法案 三三四

第三節 ドイツ戦間期の対応 三三九

第四節 アメリカ合衆国における対応 三五二

第五節 貨幣価値の変動に対する調整 三五三

第一〇章 法定刑への罰金刑付加及び罰金刑の徴収・執行に関する理論的検討 三七一

第一節 罰金刑の目的 三七一

第二節	法定刑への罰金刑付加	三七三
第三節	罰金刑の徴収・執行	三八〇
第四節	おわりに	三八二
第一章	罰金刑の適用領域拡大に向けた罰金刑に関する前科の封印	三八九
第一節	問題意識	三八九
第二節	ニュージーランドの二〇〇四年刑事記録(封印)法	三九一
第三節	我が国の前科や犯歴事務を巡る状況	四〇五
第四節	我が国の前科や犯歴事務を巡る法令の変遷	四二二
第五節	前科の封印による罰金刑の適用拡大の促進	四二〇
Chapter 12	Fines in the Japanese Criminal Justice System	1
1.	Punishments in the Japanese Criminal Justice System	1
2.	History and the Status Quo of Fines in Japan	3
3.	The Nature of Fines	9
4.	The Purpose of Fines	10
5.	The Sentencing Method of Fines	11

6. The Amendment to the Amount of Fines in the Case of Inflation and Deflation	13
7. Collecting and Executing Fines	13
8. Traffic Infringement Fees	16
9. Fines against Corporate Bodies	18
10. Consolidation of Both Fines and Petty Monetary Punishments	19
11. Conclusion	20

Chapter 13 Summary

A Study of Monetary Criminal Sanctions: Fines and Restitution Orders

1. Fines in Japanese Criminal Justice (Chapter 1)	23
2. Restitution Order as a Criminal Sanction (Chapter 2)	24
3. The Costs/Fees Payment Orders as a Criminal Sanction (Chapter 3)	25
4. The Purpose of Confiscations (Chapter 4)	26
5. Traffic Infringement fees (Chapter 5)	26
6. Collecting and Executing Fines in New Zealand (Chapter 6)	27
7. The Purpose of Fines (Chapter 7)	27

8. The Sentencing Method of Fines (Chapter 8)	28
9. The Amendment to the Amount of Fines in the Case of Inflation and Deflation (Chapter 9)	29
10. Fines against Thefts and the Sanctions against the Nonpaying Offender (Chapter 10)	30
11. The Clean Slate for Criminal Records Concerning Fines (Chapter 11)	31
12. Fines in the Japanese Criminal Justice System (Chapter 12)	31

学会報告

本書の内容に関して、以下の学会報告を行なう機会に恵まれ、質疑応答から貴重な示唆を得た。

- ① 日本刑法学会関西西部会 平成一五年（二〇〇三年）七月
個別報告

「刑事制裁としての被害弁償命令」

- ② 日本刑法学会 平成一九年（二〇〇七年）五月
個別報告

「罰金刑の目的と量定」

- ③ 日本刑法学会関西西部会 平成二〇年（二〇〇八年）一月
共同研究 罰金刑の諸問題

「法定刑への罰金刑付加及び罰金刑の徴収・執行に関する理論的検討」

- ④ 日本刑法学会 平成二四年（二〇一二年）五月
ワークショップ 罰金刑（話題提供者）
「罰金刑の諸問題」

初出一覧

本書に収録した論稿の原題及び掲載誌等は以下の通りである。

いずれも大幅に加筆及び修正を行なった。

執筆の機会を与えていただいた方々及び転載許可をいただいた関係各位に厚く御礼を申し上げます。

【第一章】

「罰金刑の現状及び課題」犯罪と非行一六一号（二〇〇九）八九—一一一頁

【第二章】

「刑事制裁としての被害弁償命令（一）」法学論叢一五三卷一号（二〇〇三）七二—九一頁

「刑事制裁としての被害弁償命令（二）・完」法学論叢一五三卷二二号（二〇〇三）一一二—一三六頁

「ニュージーランドにおける刑事制裁としての被害弁償——我が国における損害賠償命令制度導入の際の議論を契機として——」関西大学法学論集五九卷三—四号（二〇〇九）四〇五—四四九頁

【第三章】

「刑事制裁としての費用支払命令」関西大学法学論集五五卷六号（二〇〇六）六二—八三頁

【第四章】

書き下ろし

【第五章】

「ニュージールランドの罰金刑」 関西大学法学論集五六卷二〇三号（二〇〇六）二六五―三二二頁

【第六章】

「ニュージールランドの反則金と我が国の交通反則金」 関西大学法学論集五七卷一号（二〇〇七）一二二―一三七頁

【第七章】

「罰金刑の目的」 関西大学法学論集五六卷五〇六号（二〇〇七）一三一―一五二頁

【第八章】

「罰金刑の量定（二）」 関西大学法学論集五七卷二号（二〇〇七）四三―六七頁

「罰金刑の量定（二・完）」 関西大学法学論集五七卷三号（二〇〇七）五五―一〇四頁

【第九章】

「貨幣価値の変動に対する罰金刑の調整」 関西大学法学論集五七卷四号（二〇〇七）九五―一三二頁

【第一〇章】

「法定刑への罰金刑付加及び罰金刑の徴収・執行に関する理論的検討」刑法雑誌四九卷一号（二〇〇九）四一九頁

【第十一章】

「罰金刑の適用領域拡大に向けた罰金刑に関する前科の封印——ニュージーランドの二〇〇四年刑事記録（封印）法を素材に——」関西大学法学論集六一巻五号（二〇一二）一—四七頁

【Chapter 12】

Fines in the Japanese Criminal Justice System, *34 Kansai University Review of Law and Politics* (2013), 1-16

【Chapter 13】

書の下ろし

